

改正食品衛生法

経過措置の対応について

一般社団法人 日本プラスチック食品容器工業会

はじめに

食品衛生法の改正により2020年6月1日から「食品用器具・容器包装のポジティブリスト（PL）制度」が施行されました。本制度では、食品用の器具・容器包装に使用する原材料は安全性が確認されたもののみを使用すること、器具・容器包装製品のPLへの適合確認と適合情報を伝達することが求められます。

安全性が確認された原材料は各種の使用条件を付してPL（告示第370号/別表第1）に記載されますが、現在器具・容器包装に使用されている原材料すべてについて記載作業が完了していないことから、5年間の経過措置が設定されました。（厚生労働省告示第196号）

経過措置

法施行前に流通していた器具・容器包装と同様の器具・容器包装は、その原材料やこれに含まれる物質についてPLに掲載されているとみなす。

「経過措置」の全体観

PL制度の 立て付け

法18条3項
(PL制度)

&

法50条の4
(情報伝達)

告示370号
(別表第1:PL)

施行時
未完成

告示196号
経過措置設定

PL適合確認

PL適合未確認

対象品
施行後
5年間
法適合

PL適合の
情報伝達
義務がある

情報伝達義務

PL適合
(最終製品は
レアケース)

あるいは

【経過措置】の
対象であること
[対象の定義]
法施行前と
同様の製品
[同様の範囲]
容器の原材料
(シート) 含む

ポイント

経過措置が設定されましたが適合情報伝達義務は課せられます

改正食品衛生法への適合とは（施行時）

経過措置の対象品

- ◆ 既存品である事
（法施行前に既に流通している製品）
- ◆ 既存品と同様であること
「施行前に既に流通している器具・容器包装に使用されている物質であって、その物質が使用されている範囲内で使用されているもの（但し、対象の樹脂などの使用について事業者が説明できるもの）」

PL適合品

食品衛生法 第 18 条に基づく
「食品、添加物等の規格基準」
（厚生省告示第 370 号）
第 3 の A の 8 の別表第 1
（ポジティブリスト：PL）に収
載された原材料で構成されてい
ることが確認されている器具・容
器包装

ポイント

どちらかであれば
法適合

今後の対応について

PL適合品

どちらも
法適合

経過措置対象品

■ 経過措置対象の定義

施行前に既に流通している器具・容器包装に使用されている物質であって、その物質が使用されている範囲内で使用されているもの
(但し、対象の樹脂などの使用について事業者が説明できるもの)

■ PL適合の確認

- ①自己確認
原材料中の全物質情報の収集 & 判定
 - ②第三者認証
ポリ衛協・JCIIによる認証システム活用
- ⇒上記の何れかにより確認する必要があるが、①は難しいため②を推奨

■ 製品設計 & 原材料調達

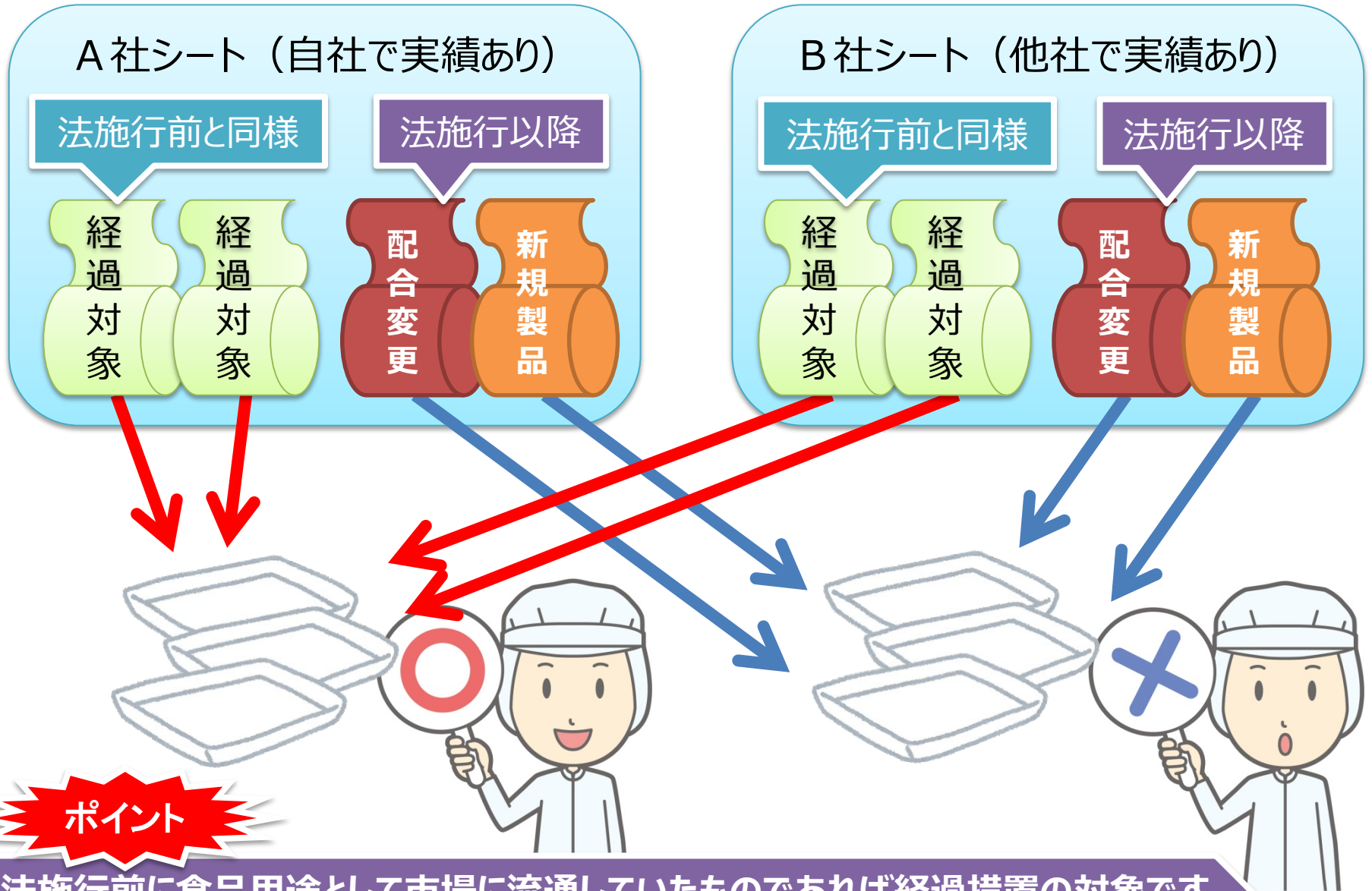
上記①②でPL適合の確認ができない器具・容器包装製品は法違反となる

2025.6.1

ポイント

経過措置期間中（5年）に器具・容器包装製品のPL適合確認が必要になります
…PL適合確認ができない場合は製造販売ができなくなります

経過措置の判断（シート・フィルム⇨成形）



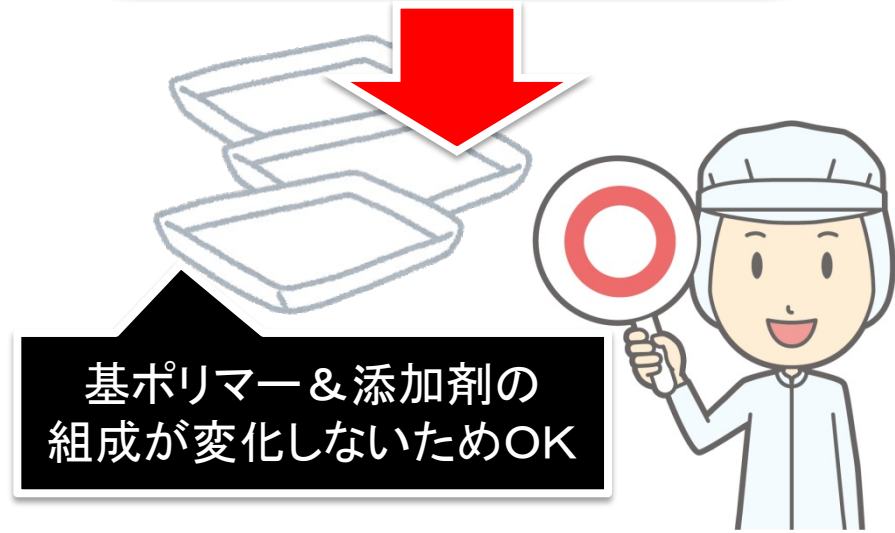
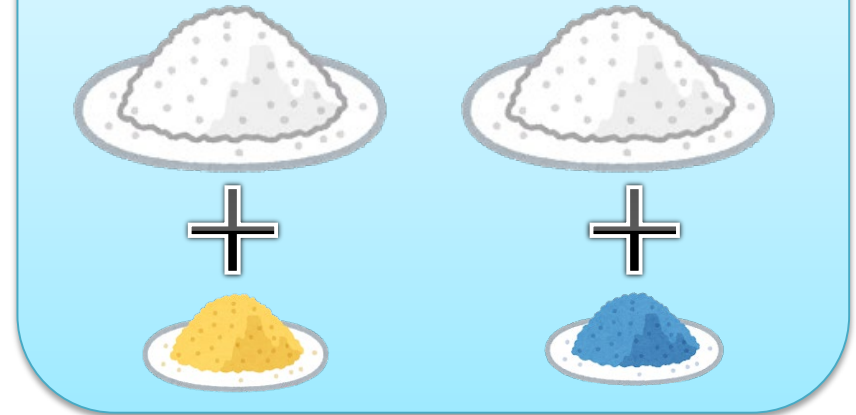
法施行前に食品用途として市場に流通していたものであれば経過措置の対象です
法施行以降の新製品・配合変更を実施したものは経過措置の対象となりません

経過措置の判断 (ペレット⇨成形)

使用経験の無い経過措置対象樹脂をそのまま成形 (添加なし)



樹脂 + 添加剤 (配合製品) を配合変更せずに継続して販売

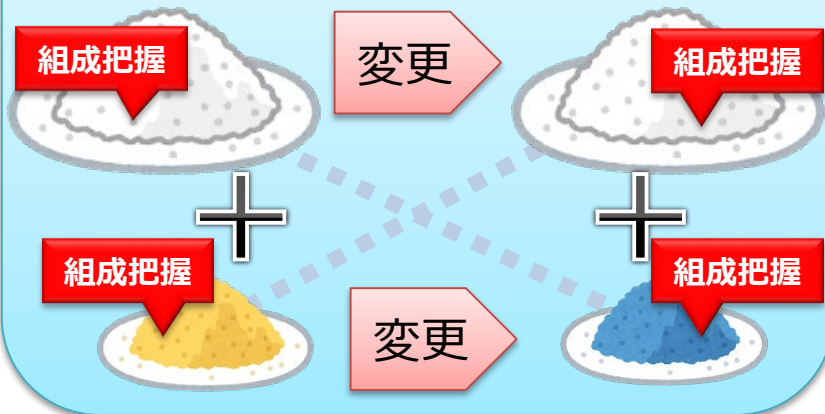


ポイント

法施行前に食品用途として実績のある原材料を混合せず製造なら対象混合品の場合は配合変更しなければ対象 (配合変更時は要PL確認)

経過措置の判断 (混合⇨成形)

配合品の樹脂or添加剤を経過措置対象の製品に変更した



配合品の樹脂or添加剤を経過措置対象の製品に変更した



物質組成が法施行前の範囲内
であることが説明できればOK

全ての物質情報を把握 (独自確認)
or
ポリ衛協・JCII「新」確認証明書

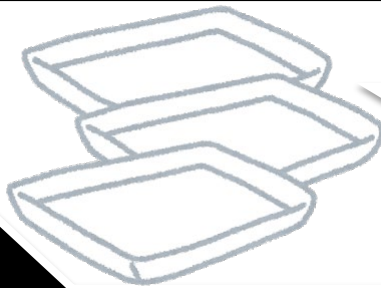
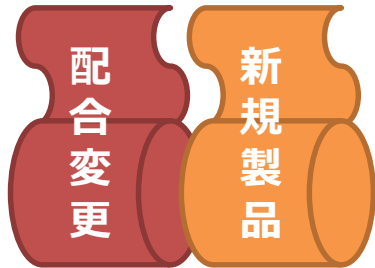
ポイント

混合品の配合を変更する場合、物質組成が法施行前の範囲内であれば対象となるが、物質の組成が不明な場合は対象とならない

物質組成が法施行前の
範囲内であることが
説明できなければNG

経過措置の判断（NG例）

- ①新規上市されたシート・フィルム等で製品を製造する
- ②添加剤やマスターバッチ等を変更する
- ③新規物質を使用した製品を製造する



これらは全て経過措置に
該当しません！



【備考】

- ①サプライヤーが適合を証明していればOKです
- ②全ての組成を把握し自ら説明できればOKです
- ③塗布剤等も含まれます

ポイント

経過措置の意味を正しく理解して対応しましょう！